亀山市告示第88号

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成26年亀山市告示第119号)の一部を次のように改正する。

「第3章 男性不妊治療費助成金交付(第12条 第16目次中 第4章 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追 条)

加助成金交付(第17条 第21条)」を「第3章 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金交付(第12条 第16条)」に、「第5章」を「第4章」に、「第22条」を「第17条」に改める。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第2項に次の2号を加える。

- (7)以前に凍結した肺を解凍して肺移植を実施した治療に係る経費のうち初回に要した経費
- (8)採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られない ため中止した治療に係る経費のうち初回に要した経費

第8条第4号及び第5号中「平成28年度以降に特定不妊治療の助成を受ける場合において、」を削る。

第3章を削る。

第4章中第17条を第12条とする。

第18条第1項第2号中「第20条」を「第15条」に改め、第 4章中同条を第13条とする。 第19条第2項中「第18条第1項第4号」を「第13条第1項 第4号」に改め、第4章中同条を第14条とする。

第4章中第20条を第15条とし、第21条を第16条とし、同章を第3章とする。

第5章中第22条を第17条とし、同章を第4章とする。

別表中「第19条」を「第14条」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。